

# 令和6年第34回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年11月21日（木）午前11時12分～午後2時40分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時15分

### 2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 笠田委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官  
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長  
樋口警備部長 坂口情報通信部長 吉村警務部参事官

（事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員）

### 3 議題事項

令和7年の鳥取県警察運営指針等の策定等（警務部）

#### 警察本部

令和7年の鳥取県警察の大綱方針となる運営指針は、令和6年に引き続き、「県民の期待にこたえる警察」、サブタイトルは「安全で安心な鳥取県をめざして」としている。

令和7年の鳥取県警察重点目標は、令和6年から変更はない。各重点目標の推進項目について、主な変更点は、1点目の「総合的な犯罪抑止対策の推進」については、SNSに起因した児童の性被害、少年による大麻事犯の増加、犯罪実行者の募集に応じて犯罪グループに加担する少年の増加など、時代の変化に応じて諸対策を講じ、前例踏襲を排して柔軟に少年警察活動を推進していく必要があるため、推進項目を一部変更している。2点目の「重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進」については、SNS型投資・ロマンス詐欺が高水準にあり、事案検挙のみならず、総合対策を強力に推進していく必要があることや、匿名・流動型犯罪グループによる組織犯罪に対して重点的に対策を講じる必要があることから、推進項目を一部変更している。3点目の「交通死亡事故抑止

に資する総合対策の推進」については、「交通事故情勢」のみならず社会環境の変化も含めた対策を実施する必要があるため、推進項目の表現を一部変更するとともに、項目のうち「社会環境の変化に適応した取組の推進」は、内容が他の推進項目に包括されるものであることから、他の推進項目との整合性を図り、項目から削除している。4点目の「テロの未然防止と緊急事態対策の推進」については、推進項目に変更はない。5点目の「警察活動基盤の充実強化」については、変化する社会情勢に柔軟に対応し、強い警察を保つためには、採用と人材育成を一体的にとらえて戦略的に人的基盤を強化する必要があるとともに、警察活動の充実に資する予算の確保が必要なことから、推進項目を一部変更している。運営指針等の掲示物デザインについて、全職員及び県民等に対する運営指針等の効果的な周知を図るため、各所属の職員からデザイン案を募集し、全職員による投票を行い、運営指針、重点目標ともに、得票数1位の作品を選定している。策定した運営指針等については、各所属の執務室等に掲示するほか、県警察のホームページに掲載し、より効果的な周知を図ることとしている。さらには、各種研修等の機会を通じて、組織全体への浸透を図り、引き続き県民の期待にこたえる活動を強力に推進していく。

#### 委員

運営指針は昭和62年から同様のものであり、重点目標については、警察として取り組むべき方向性を示す、あらゆる警察活動をしっかりと網羅しており、時代に合わせて変更がなされており、よいと思う。

運営指針等の掲示物デザインについては、可愛らしい作品が選定された。選定されたデザイン案が表すとおり、警察職員の想いは「県民から愛される警察」であるというイメージが伝わってきた。よいデザインができあがったと思う。

#### 委員

運営指針については、企業で言う経営理念のようなものであり、容易に文言修正を行わないのは承知している。その中で、「期待」の内容は時代とともに変化しており、推進項目の内容に変更が生じているのだと理解している。例えば、少年の非行について、昨今は非行という言葉に収まらない、少年による凶悪犯罪が発生している。こうした変化を捉え、少年警察活動を明記し、しっかり推進されていくものだと思う。特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、匿名・流動型犯罪グループによる組織犯罪なども明記されており、大変よいと思う。時代の変化・社会の変容に対応し、しっかりと推進してもらいたい。

#### 委員

運営指針については、変更すべきでなく、重点目標及び推進項目については、時代に合った内容に変更していく必要があると思う。警察職員に意識付けしていくことが重要だと思うので、落とし込みをしていただきながら、頑張っていた

けたらと思う。

#### 4 報告事項

- 児童虐待対応合同研修会の開催（生活安全部）
- 鳥取県警察嘱託警察犬等審査会の開催結果（刑事部）
- 年末の交通安全県民運動の実施（交通部）
- 令和6年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施（警備部）
- ヘリコプターテレビシステムの効果的運用に向けた通信対策訓練の実施結果（情報通信部）

##### （1）児童虐待対応合同研修会の開催（生活安全部）

###### 警察本部

全国的に、痛ましい児童虐待事案が発生している中、この種事案は、被害児童の安全確保を最優先に、迅速適切かつ組織的な対応が求められる。事案対応に際しては、児童相談所を中心とし、警察など、関係機関の連携が不可欠である。特に、虐待が行われている可能性があるにも関わらず、当事者が調査を拒否した時に行われる臨検・捜索の現場においては、不測の事態も発生し得ることから、関係機関相互の円滑な連携が求められる。こうした対応能力を向上させるために、法的根拠や対応の流れなどを実践的な訓練を通じて職員が習得することを目的とし、研修会が開催されている。研修会は、平成25年度から年1回開催されており、コロナ禍などによる中断があったが、昨年度からは対面開催を再開している。より多くの職員に参加していただき、対応能力を向上させるため、昨年度からは東部地区と西部地区で、年度内に2回開催している。研修会では、各機関ごとの役割に基づく班編制により、児童相談所の職員を責任者とし、ブラインド方式による立入調査、臨検・捜索等の訓練を行った。虐待の可能性のある一般家庭に対する立入調査を求めることから始まり、様々なパターンで複数回想定を実施した。参加者は、訓練想定ごとの危険度に応じて、自らが所属する機関が、どの様に対応すればよいか考え、具体的な対応要領を体験した。県警察として、児童の人権や安全を守るべく、引き続き関係機関と連携しながら、適切に対応していく。

###### 委員

関係機関による合同研修会が行われたとのことで、大変有意義であったと思う。痛ましい事件が起こらないようにするためには、まずは地域の目、近所の目が大切だと思う。些細なことでも関係機関に通報していただけるよう、県民に広報してほしい。

## 委員

警察の役割は、県民の安全・安心を守ることであり、その中でも、子どもを犯罪から守り、交通事故から守ることが、最も重要だと思っている。臨検・捜索について、プライベートに入っていくので非常に難しいところもあると思うが、幼い子どもが声を出せず、犠牲になっている事例もあるので、しっかりと学んでいただきたい。その中でも心理的虐待は、外傷が見えないことから判断が難しいと思うが、多くのウエイトを占めており、対応能力を向上させてほしい。

## 委員

各関係機関が集まったの研修で、情報交換も実施されたとのことであり、様々な視点で、児童虐待への対応に関する知識等が深まったと思う。

## (2) 鳥取県警察嘱託警察犬等審査会の開催結果（刑事部）

### 警察本部

例年秋に、翌年の嘱託警察犬及び指導手を決定する審査会を開催しており、本年は11月6日に鳥取市布勢地内の「ヤマタスポーツパーク多目的広場」で開催した。審査会には、民間の方が飼育・管理する6頭の犬及び4人の指導手が参加し、服従審査、臭気選別審査、足跡追及審査を実施した。審査の結果、臭気選別では1頭、足跡追及では5頭の計6頭の犬、4人の指導手が合格した。合格した犬6頭は、本年嘱託している警察犬4頭に加え、これまで嘱託を受けていない2頭が新たに合格した。合格した指導手4人は、本年嘱託している2人のほか、過去に嘱託を受けた指導手1人、新たな指導手1人が加わった。審査会では、多くの報道機関から取材を受け、テレビやYouTubeを通じて映像が公開された。

嘱託警察犬の減少が課題となっており、引き続き県警察ホームページで嘱託警察犬の紹介や活動状況を広報し、より多くの嘱託警察犬指導手及び犬の参加を呼び掛け、直轄警察犬との併用運用を活性化させ、警察犬の効果的活用を図ることとしている。

## 委員

審査会の様子をテレビで拝見したが、荒天の中頑張っておられた。嘱託警察犬指導手2人と犬2頭が増えたとのことであり、よいことだと思う。高齢化により、行方不明者も増加していることかと思う。しっかりと活動をお願いしたい。

## 委員

荒天の中で大変だったと思うが、審査会を頑張っている犬の姿は大変微笑ましく、県民の方も報道を見られて、警察への好感度が高まるのではないかと思った。災害現場等で活動する警察犬は頼みの綱であり、嘱託警察犬が2頭増えるとのこ

とであり、非常に有り難い。

#### 委員

県内でも、行方不明者捜索に関するあんしんトリピーメールが度々配信されており、警察犬の囑託は重要な役割の一つである。引き続き、優秀な指導手と警察犬の確保をお願いしたい。

### (3) 年末の交通安全県民運動の実施（交通部）

#### 警察本部

年末の交通安全県民運動は、本年12月9日から同月18日までの10日間実施する予定である。運動重点は、「歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」「自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」の3点である。この時期は、1年を通じて最も日没の時間が早くなることのほか、年末が迫りドライバーも慌ただしくなり、交通事故が多発する傾向にある。また、忘年会で飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用や自転車等の運転者に対する前照灯の早期点灯、横断歩行者保護の徹底、飲酒運転の根絶など、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけてもらうことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とし、運動が実施される。

期間中の交通安全日である12月16日を「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」として、街頭広報や高齢者宅訪問などを実施する。

期間中の主な行事予定について、運動初日は警察署が市町村等と連携し、開始式等を行う。米子警察署では、12月9日の推進式で、東京オリンピックのセーリング競技日本代表となった、瀬川和正氏を一日警察署長に委嘱する。倉吉警察署では、12月13日に打吹天女を一日警察署長に委嘱し、街頭広報を実施することとしている。期間中は、年末の特別警戒期間でもあり、各警察署生活安全課と連携した広報を予定しており、境港警察署では、水木しげるロードでパレードを実施する予定である。

運動重点に沿った取組として、「歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止関係」については、12月14日に琴浦大山警察署がショッピングセンターで交通安全運動フェスタを開催し、警察音楽隊も参加し、安全運転の励行と歩行者保護の広報を実施する。その他、各警察署が反射材の着用、前照灯の早期点灯などの広報活動や高齢者宅訪問による事故防止の呼び掛け、啓発活動を行う。

「飲酒運転の根絶関係」については、倉吉警察署がコンビニエンスストア等の酒類販売店に協力を依頼し、酒類販売コーナーに飲酒運転根絶を呼び掛けるステッカーの貼付を依頼する活動を行うこととしている。その他の警察署でも、夜間営業の飲食店、酒類販売店を訪問し、自転車を含めた飲酒運転根絶や、ハンドルキ

一パー運動を呼び掛ける。「自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守関係」については、境港警察署が自転車安全運転推進リーダーによる「ながらスマホ」の禁止や、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルールの遵守を呼び掛ける広報活動を行う。その他の警察署でも、通勤・通学時間帯を重点とし、自転車等の利用者に対する街頭指導を行うこととしている。また、関係機関と連携し、様々な交通安全活動に取り組むこととしており、幅広い年代に対する交通安全意識の高揚、醸成を図ることとしている。

#### 委員

年末年始は日本人にとって特別な時期であり、こういう時期に重大事故が起らないよう、県民を指導していただきたい。

#### 委員

飲酒運転は反社会的行為であり、コンビニエンスストア等と連携し、対策をお願いしたい。昨年度から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務となり、交通事故のリスクに対して当然の流れだと思うが、県民に対する指導をしっかりとお願いしたい。交通安全運動期間を通じ、県民の交通安全意識が高まることを期待している。

#### 委員

最近、交通死亡事故が相次いで発生し、県中部地区においては交通死亡事故多発警報が発令されている。この時期は日没が早く、荒天時は更に暗くなるのが早くなる。寒さも厳しくなる中での街頭活動は大変だと思うが、安全対策を講じつつ、しっかりと警察活動を行っていただきたい。

飲酒運転に関しては、依然としてコンビニエンスストアで酒類を購入し、コンビニエンスストアの駐車場で飲酒後、車を運転するドライバーがいるとのことである。コンビニエンスストア等と連携の上、飲酒運転の根絶に努めていただき、また、死亡事故の絶無を期していただきたい。

#### (4) 令和6年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施（警備部）

#### 警察本部

令和6年度鳥取県原子力防災訓練を、11月16日に実施した。この訓練は、島根原子力発電所における放射性物質漏えい事故を想定し、避難の実効性の確認と練度の維持向上を図ることを目的とし、鳥取県、各関係機関との連携要領及び初動対応要領の確認を行った。訓練は、平成23年度から毎年実施しており、今年で14回目となった。警察における訓練内容について、現地指揮所設置・運営訓練では、伯耆町に設けられた避難退域時検査会場において、米子市・境港市からの避難車両の交通誘導等を行った。住民避難誘導訓練では、米子市内・境港市

内の一時集結所に避難した住民を、大型バス等で避難させ、それに伴う避難車両等の交通誘導を実施した。交通検問所設置訓練では、島根原子力発電所が発災した場合の緊急交通路を設定したという想定で、西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所の敷地内で、模擬の交通検問所を設置し、車の選別・誘導、緊急通行車両の確認手続きなどを行った。広報・情報伝達訓練では、警察本部交通管制センターが中心となり、道路に出している情報表示板に「避難訓練実施中」等の表示を出したり、米子市・境港市の主要交差点は、信号機が遠隔操作できるようになっており、使用手順の確認などを行った。訓練を通じ、今後の関係機関との連携強化に努めていく。

#### 委員

原発はエネルギー源として非常に有効であると思うが、有事の際に、何かあれば収集がつかないことになる。関係機関が連携し、初動対応の要領を確認するとともに、県民は、原子力発電所で何かあったら怖いという思いを抱えているので、日頃の備えをしっかりとしていただきたい。

#### 委員

発災し、何かあれば手に負えない状況になることが予想されている原子力発電所であるが、東日本大震災を教訓として、安全面を高められていることも把握している。しかし、想定外のことも起こり得るので、訓練をしっかりと行っていただきたい。特に、風向きによっては、島根県よりも鳥取県の方が影響を受けやすいとのことであり、県民の安全・安心のためにも、引き続き訓練等の諸対策をお願いしたい。

#### 委員

何かが起こった際は、避難する側も大変であるが、避難の受け入れをする側も態勢の構築が大変だと思う。この度、受け入れ側の訓練も実施しておられ、非常によいと思った。

#### 委員

避難対象となっている米子市・境港市の住民が県東部方向に避難しても、風向きによっては意味がないのではという声を聞くことがある。県南部方向に避難することは想定されているか。

#### 警察本部

県南部方向も想定されている。

(5) ヘリコプターテレビシステムの効果的運用に向けた通信対策訓練の実施結果  
(情報通信部)

## 警察本部

平成29年春に開署した琴浦大山警察署では、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際に、近接する境港警察署・米子警察署の機能が喪失することを想定し、県西部地域の緊急事態対処拠点を担う警察署として、災害対策室が整備されている。その中の機能として、災害時の情報収集源として欠かせない、ヘリコプターテレビ用可搬形自動追尾受信設備を琴浦大山警察署屋上に展開し、ヘリコプターテレビ映像を受信し、警察本部へ伝送するための接続装置が整備されている。

ヘリテレ映像は、各種警察活動において欠かせないものであり、今年の元日に発生した能登半島地震においては、石川県内の無線中継所にあるヘリテレ用固定アンテナの機能が停止してしまい、石川県では、ヘリテレ映像を受信するため、能登空港にヘリテレ可搬追尾装置を設営して、鳥取県を含めた各県情報通信部から職員を応援派遣し、ヘリテレ映像の受信保守に当たった。このたびのヘリテレ可搬追尾装置の設営訓練は、10月25日に県警察航空隊と連携して実施した。訓練は、琴浦大山警察署屋上の接続装置を使用して、県が整備した情報ハイウェイというネットワークを経由して行ったものであり、有事の際には琴浦大山警察署を拠点とした活動が展開できることが確認できた。

情報通信部では、今後とも県警察各部門と連携して各種訓練を実施するなど、突発的な事案が発生した場合においても、的確に対応していく所存である。

## 委員

能登半島地震の際には、固定形の受信装置が機能しなくなったとのことであり、可搬形の追尾装置を迅速に設置するための訓練は、非常に重要であると思った。有事の際、映像は有効な情報源となるので、運用がスムーズに行えるよう、しっかりと訓練をお願いします。

## 委員

災害時において、映像で確認することは重要な判断材料となる。近年は、ドローンも進歩してきているので、映像収集の観点から、今後、運用する事例等があれば、是非御報告いただきたい。

## 委員

有事を想定した訓練とのことであり、訓練を通じて、装置の使用方法の確認、正常に使用できるかの確認を行うことは必要だと思う。今後も定期的な確認をお願いします。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 3 事前説明

- ・ 令和7年鳥取県警察運営指針等の策定等
- ・ 令和7年鳥取県嘱託警察犬等審査会の開催結果

## 4 報告事項

- ・ 警察職員等の援助要求等
- ・ 監察報告

## 5 決裁

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正

## 6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

## 7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。